

家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあっては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあっては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲。ただし、特定の売出しに際し、来場者又は入店者にもれなく提供するきん少な額の景品類については施行規則において規定する範囲のもの</p>	<p>(きん少な額の景品類の範囲)</p> <p>第4条 規約第3条第2号に規定する「特定の売出し」とは、展示即売会、開店披露、創業記念、中元、年末及び年始の売出しをいう。</p> <p>2 規約第3条第2号に規定する「きん少な額の景品類」とは、次の各号に定める範囲内のものとする。</p> <p>(1) あらかじめ招待者を定めて行う特定の売出しにあっては、1,000円以内</p> <p>(2) 前号に定めるもの以外の特定の売出しにあっては、500円以内</p> <p>(懸賞による景品類の提供の制限)</p> <p>第5条 この施行規則に規定するもののほか、規約第3条第1号及び第4条第1項の規定の解釈等については、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(昭和52年公正取引委員会事務局長通達第4号)による。</p> <p>(懸賞によらない景品類の提供の制限)</p> <p>第6条 この施行規則に規定するもののほか、規約第3条第2号の規定の解釈等については、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(昭和52年公正取引委員会事務局長通達第6号)による。</p>